

平成 22 年 4 月 8 日

横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘指定管理者（第 2 期）

公募要項等に関する質問に対する回答について

■ 質問 1

項目	【資料名】： 公募要項 ・ 業務の基準 ・ その他（ ） 【ページ・項目】： 10 ページ
質問	面接審査について、団体の出席は合計 3 名までとなっていますが、プレゼンテーションを行うにあたって、その 3 名の他にパワーポイントの操作員を 1 名追加で出席することは可能でしょうか。
回答	プレゼンテーションの際にパワーポイントを利用される団体については、パワーポイントの操作員の 1 名を加えた 4 名まで出席していただいて結構です。 ただし、発言権については、パワーポイントを操作する方を除いた 3 名のみとさせていただきます。

平成 22 年 4 月 8 日

横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘指定管理者（第 2 期）

公募要項等に関する質問に対する回答について

■ 質問 2

項目	<p>【資料名】： 公募要項 ・ 業務の基準 ・ その他（ ）</p> <p>【ページ・項目】： 10 ページ</p>
質問	<p>面接審査について、出席者の他に部屋の後方でオブザーバーとして傍聴させていただくことは可能でしょうか。可能な場合、何名まで可能でしょうか。</p>
回答	<p>オブザーバーとしての面接審査出席は認められません。ただし、「横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱」の趣旨に則り、傍聴席を設ける予定ですので傍聴者として面接審査を傍聴することは可能です。</p> <p>なお、傍聴者は、全ての団体の面接審査が終えるまで、面接審査に応募されている個人及び団体と接触することを禁止いたします。</p> <p>また、原則、面接審査は公開といたしますが、委員会の長の申し出により、当該委員会の会議の一部又は全部の非公開を決定をすることもありますことをあらかじめ御了承願います。</p>

平成 22 年 4 月 8 日

横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘指定管理者（第 2 期）

公募要項等に関する質問に対する回答について

■ 質問 3

項目	<p>【資料名】： 公募要項 ・ 業務の基準 ・ その他（ ）</p> <p>【ページ・項目】： 12 ページ</p>
質問	<p>応募書類について、前事業年度の収支計算書を提出することとなっていますが、本会では前事業年度の収支計算書の確定は 5 月理事会となってしまいます。提出期限日までに確定することができないため、前々事業年度（平成 20 年度）の収支計算書の提出でもよろしいでしょうか。もしくは、それに代わるものとしてどのようなものを提出すればよろしいでしょうか。</p>
回答	<p>応募団体（主に法人格を有する団体）の諸事情により、提出書類一式の一部（※注意）において確定版の書類を提出することが困難な場合につきましては、後日、確定版の書類を提出していただくことを条件に、それまでは前事業年度の収支計算書及び事業報告書の最終案で審査対応させていただきます。</p> <p>その際は、提案書類の提出の際にその旨を事務局までお申し出下さい。</p> <p>（※注意）</p> <p>「ソ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業報告書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書」のみとします。</p> <p>それ以外の提案書類につきましては、確定版の書類を応募受付期間中にご提出願います。</p>